

第 757 回 例 会

30年3月30日

本日のプログラム

- ・ソング 「手に手つないで」
- ・卓話 松山 三雄 会員
「自己紹介」
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 5階「ガーデンルーム」

次回(4月6日)のプログラム

- ・ソング 「奉仕の理想」
- ・卓話 榎本 仁 会員
「画像診断報告書 ～相次ぐ確認不足～」
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 5階「ガーデンルーム」

4月の例会予定

- ◎6日 卓話 榎本会員
- ◎13日 卓話 馬場会員
- ◎20日 卓話 秋山会員
- ◎27日 クラブフォーラム(青少年／社会奉仕)

先週(3月23日)の例会報告

■会長の時間

先週の17日土曜日に、第一回クラブ戦略委員長会議に秋山戦略委員会委員長と参加してまいりました。他クラブの取り組みにも参考になるお話がありました。詳しくは後で秋山戦略委員会委員長にお話し頂けるとお思いますのでお楽しみにして下されませ。

さて、3月は(弥生)と言われますが、草木がいよいよ生い茂る月という意味を持ちます。

※「弥」には、いよいよという意味、「生」には生い茂るという意味があります

21日はお彼岸ですが、18日に彼岸の入り、3日おいて21日がお彼岸さらに3日おいて彼岸の明けとなります。お墓参りに行かれる方もいらっしゃるかもしれません。食べ物では、昔から「春は苦いものを食べよ」といわれています。苦味のある山菜にはミネラルやポリフェノールなど、細胞を活性化させる成分が多く含まれています。冬から春へ体も活動するための準備を始めるこの時期にふさわしい食材なので皆さんもぜひ春の恵みを堪能してくださいませ。

【来客紹介】 2名

【出席報告】

30年3月23日(第756回例会)				
会員総数	出席免除会員	出席会員	欠席会員	出席率
34名	0名	22名	12名	64.71%

【幹事報告】

[メールBOXに配布] 1)第16回ロータリーXmas 冊子

[メール送信] 1)クラブ協議会のご案内 ⇒ 3/22 配信

[回覧資料] 1)海の学園広報誌「うみっこ」(別刷り⑤面 当クラブのお便り記載)

2)職場見学会&親睦会報告(3/14~15) 3)第16回ロータリーXmas「子供へのお手紙」

ニコニコ箱(3月23日)

秋山 千尋 =竹田ガバナー補佐、川上ガバナー補佐エレクト、ご苦労様です。 よろしくご指導下さい。

馬場 基 =久しぶりの例会出席ですので、せめて「にこにこ」で貢献させていただきます。 来週も出席できるよう頑張ります！

福島 三雄 =竹田ガバナー補佐、川上ガバナー補佐エレクト、本日はよろしくご指導の程、お願い致します。

大屋さん、卓話楽しみにしています。

花谷 尚嗣 =先日、次世代のゴルフ場、東京クラシックに行ってきました！

森本 良嗣 =竹田ガバナー補佐、川上ガバナー補佐エレクト、今日はクラブ協議会にご出席頂きありがとうございます。

ご指導、よろしくお願い致します。

橋本さん、林さん、先週は職場見学会 お世話をおかけしました。

大屋さん、卓話当番ご苦労様です。がんばって下さい。

大屋 準一 =正岡子規の俳句に「毎年よ 彼岸の入りに 寒いのは」とあるそうですが、関東地方で雪が降り、大変だったようです。 暑さ寒さも彼岸までに 早くなりますように！！

豊島 秀郎 =久しぶりなので・・・

卓話(3月23日)

「ものづくり補助金」 大屋 準一 会員

●ものづくり補助金とは？

ものづくり補助金とは、経済産業省と中小企業庁による中小企業・小規模事業者に対する補助金の一つです。補正予算で可決、成立し経済対策の一環として実施されています。正式名称は年度ごとに変わります。

●どういう目的で作られた補助金？

試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的として作られました。

●どのくらい補助金が出るの？

年度や類型により異なりますが、平成29年の一般型の補助率は2分の1(補助上限が1000万円)例えば・・・900万円の機械を購入する場合2分の1の450万円が補助されます。

●どういった人が対象？

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業・小規模事業者を対象としています。

ものづくり補助金は、年度ごとに新しい「公募要領」が発表され、その内容に則って公募が行われます。自社の申請事業がそれにマッチしているか確認しなければなりません。各事業者は、この公募要領に沿って申請書類その他を作成し、窓口となる最寄りの地域事務局に提出。地域事務局は、これを公正に審査し、採択・不採択を決定します。

●申請～採択までの流れ(例:平成28年) ※配布資料参照

●ものづくり補助金の3つの類型

1.企業間データ活用型

複数の中小企業・小規模事業者が業者間でデータ・情報を共有し連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト支援

2.一般型

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援

3.小規模型

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援

それぞれ補助の上限金額や補助対象となる経費などが異なります

●今年の申請締切は4/27まで

公募期間は2/28～4/27 ※詳しくは全国中小企業団体中央会の各地域事務局Webサイトで、最新の「公募要領」をご確認ください

●申請にあたって

ボリュームのある必要書類を作成していきます。申請書の作成にあたっては、申請者自ら行ってもよいのですが申請代行を数多くこなしている社会保険労務士に依頼したり金融機関やコンサルに相談するという方法もあります。

●ルールさえ守っていれば返還義務はない

時々「補助金を不正受給した」というニュースを聞くことがあるかと思いますが、ご存知の通り、補助金は支給前に確定検査があり多くの不正はそこで発覚するため、不正受給までに発展するのはごく少数です。口不正受給があると、経済産業省などのホームページに社名と処分内容が公表されます。多くは不正受給のあった補助金の全額返還で済んでいるようですが、悪質な場合には刑事告発されることもあります。

●補助金と助成金 ※配布資料参照

補助金とは、国及び自治体の予算の範囲から支給されます。自治体の予算が少ない(足りない)場合は補助金そのものが支給されない可能性があります。助成金とは国及び自治体の予算の範囲から支給されます。国の助成制度に基づいて、助成事業・助成活動を行う組織に対して国から支払われるお金です。